

「地域を支える調査・設計業」検討会議 第42回全体会議

長野県資料

| | | |
|--------|------------------------------|------|
| 資料 1 | 令和8年度建設部施策方針 | … 1 |
| 資料 2 | 令和7年度1月補正予算の執行について | … 3 |
| 資料 3 | 令和8年度の予算執行について | … 4 |
| 資料 4 | 建設産業の次世代を担う人材確保・育成の取組について | … 5 |
| 資料 5 | 受注希望型競争入札の実施状況について | … 7 |
| 資料 6 | （仮称）技術提案簡易型の試行について | … 9 |
| 資料 7 | 令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について | … 10 |
| 資料 8 | 国土交通省の積算基準等の改定について | … 13 |
| 資料 9 | 委託業務等成績評定の見直しについて | … 26 |
| 資料 10 | 口頭修補指示の事務処理について | … 29 |
| 情報提供 1 | 長野県内の降雨強度式の改訂について | … 33 |
| 情報提供 2 | 信州砂防情報マップの活用について | … 34 |

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

- ・令和8年度 建設部当初予算額 1,164億375万8千円
うち公共事業費（災害復旧含む）869億8,683万7千円
- ・令和7年度1月補正予算額 541億2,141万円
うち公共事業費 445億6,363万8千円（第一次国土強靱化実施中期計画予算等）

〇『建設DXによる省人化・省力化、生産性の向上』に視点を置きながら、各事業を推進する

1 持続可能で安定した暮らしを守る

(1) 災害に強い県づくりの推進

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、ハード・ソフトの両面から県土の強靱化や地域の防災力向上に取り組むとともに、市町村と協調し、住宅・建築物の耐震化を一層促進する

- 緊急輸送道路等の防災対策強化
- 災害時における道路の迂回機能強化
- 冬期交通を確保する除雪・雪寒対策
- 流域治水対策
- 要配慮者利用施設を守る土砂災害対策
- 流域を保全する土砂災害対策
- 住宅・建築物耐震改修総合支援
- 盛土対策
- つなげる防災教育



緊急輸送道路等の防災対策強化
(国)361号 木曾町 姥神峠道路(延伸)



流域治水対策
(一)血川 飯山市 北町
(築堤、鉄道橋の架替え)



要配慮者利用施設を守る土砂災害対策
上田市 諏訪形(急傾斜地崩壊対策)



通学路等の交通安全対策推進
(主)駒ヶ根長谷線 駒ヶ根市 田沢
(歩道設置)

(2) 持続可能な脱炭素社会の創出

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づく住宅のZEH化や「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく緑地や街路樹の整備などにより、脱炭素まちづくりを推進する

- 住宅オールZEH化推進
- 県営住宅『5R』プロジェクト推進
- まちなかの緑地整備・保全

(3) 社会的なインフラの維持・発展

持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて長寿命化計画等に基づくインフラ老朽化対策を推進するとともに、土木技術職員の確保など、市町村と県の連携のあり方を検討

- 長寿命化計画等に基づくインフラの適正管理
(道路施設、河川施設、砂防施設、公園施設、県営住宅)

(4) 県民生活の安全確保

児童・生徒等を交通事故から守るため、通学路の歩道等の安全施設を整備する

- 通学路等の交通安全対策推進

(5) 良好な生活環境保全の推進

「諏訪湖創生ビジョン」で目指す取組を進めるための水質改善を行う

また、賑わい創出と地域の活性化のための水辺整備を行う

- 河川環境整備

2 創造的で強靱な産業の発展を支援する

(1) 地域の建設業における担い手確保

地域を守る建設産業の次世代を担う人材の確保・育成を図るため、あらゆる世代へ魅力発信を行うとともに、産学官の連携により建設産業を学ぶ機会の拡大や、就業者の定着支援に取り組む

- 建設産業人材確保・育成
- 信州木のある暮らし推進



銀座NAGANO
建設産業人材確保・育成
首都圏の女性に建設産業の魅力をPR

(2) 建設産業の働き方改革・生産性向上

先進技術の活用や女性・若者など誰もが働きやすい現場環境改善、入札契約制度の適正化等、建設産業の働き方改革・生産性向上に取り組む

- 建設DX推進



建設DX推進
長野県インフラデータプラットフォーム
を活用した情報共有

3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

(1) 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進

信州地域デザインセンター(UDC信州)のノウハウを活かして地域の関係者が協働し持続的に発展するまちづくりや新しい街路空間の活用による歩きたくなるまちづくりに取り組む

- 信州地域デザインセンター(UDC信州) ○信州まち・あい空間
- ◎広域景観育成推進 ○松本平広域公園魅力向上推進



信州地域デザインセンター(UDC信州) 公共空間の再整備のための社会実験 (諏訪市:道路空間での出店)

(2) 地域活力の維持・発展

拠点となる駅や駅前広場と一体的に、周辺市街地との関係を踏まえて必要な機能を配置した「駅まち空間」を形成し、人口減少下にあっても持続可能で魅力的なまちづくりを実現する

- 駅周辺を拠点とした「駅まち」空間の魅力創造 (信州地域デザインセンター(UDC信州)の一部)



地域高規格道路整備 松本糸魚川連絡道路 安曇野道路

(3) 本州中央部広域交流圏の形成

高速交通網を最大限に生かした交流拡大を実現するための道路整備を推進するとともに、リニアバレー構想の各施策を推進することで、リニア開業を見据えた地域づくりを着実に進める

- 地域高規格道路整備 ○リニア関連道路整備 ○リニア駅広域活用

(4) 移住・交流・多様なかかわりの展開

地域の資源である空き家等の利活用を推進するため、空き家にすることなく市場へ流通を促す施策を行う

- 空き家等の市場流通促進



道路環境整備(無電柱化) (国)148号 白馬村 白馬駅前

(5) 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

安全で快適な通行区間を確保し、魅力ある観光地域づくりを推進するため、県管理道路の環境を整備する

- 観光地域づくり推進に向けた道路環境整備 (無電柱化、自転車通行空間の整備 等)



都市公園(陸上競技場の整備) 松本平広域公園陸上競技場

(6) 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進

総合開会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を推進する

- 都市公園(陸上競技場の整備)

4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる

子どもや若者の幸福追求を最大限支援する

関係団体等との連携による居住支援や、住みやすい環境に配慮した県営住宅の改修等により、子育て世帯の居住を支援する

- 県営住宅“子育て住宅”リノベーション (県営住宅『5R』プロジェクト推進の一部)



県営住宅“子育て住宅”リノベーション 対面キッチン・カウンターを配置(伊勢林団地:佐久市)

○「信州未来共創戦略」を進めるため、県土のグランドデザインを策定する

「県土のグランドデザイン」の策定方針を整理し、収集したデータを用いて地域課題の可視化に取り組む

地域の課題を「連携」と「協働」で解決

○地域戦略推進型公共事業

地域の強みや特色を最大限に活かした地域振興を進めるため、地域のニーズを把握し、県・市町村・地域・民間事業者等の多様な主体による施策をパッケージ化して実施する

令和 8 年（2026 年）1 月 16 日

建設部 各課（室・局）長 様
建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 7 年度 1 月補正予算の執行について（通知）

令和 7 年度 1 月補正予算は、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」などを柱とした「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく国の補正予算に対応するものであり、事業の執行に当たっては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ適切な執行を図ることが求められています。

また、年間を通じた工事量の安定による工事従事者の処遇改善、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営健全化等のため、引き続き施工時期の平準化を図る必要があります。

これらを踏まえ、1 月補正予算に係る建設部の執行方針を下記のとおり定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1 執行方針

特別な事情があるものを除き、原則として、令和 8 年 6 月末までに全ての箇所を公告し、当初予算と併せて年間を通じた施工時期等の平準化に努めることを目標とする。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、施工時期等の平準化に努める。

3 発注見通しの公表

計画的な事業執行のため、本補正予算に係る発注見通しについては、「建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る発注予定情報公表要領」第 3 (2) に定める公表の時期にかかわらず、本通知後 1 週間を目途に公表すること。なお、備考欄には「令和 7 年度 1 月補正」と記載すること。

4 施工確保の取組

円滑な事業執行のため、発注業務にあたっては、別紙「令和 7 年度 1 月補正予算の主な施工確保の取組」に留意のこと。

（問合せ先）
建設政策課 技術管理室
企画班 山口、柄澤
電話：026-235-7294（直通）8-231-3328
入札・契約班 山口、武田
電話：026-235-7313（直通）8-231-3348
e-mail：gijukan@pref.nagano.lg.jp

7 建政技第 328 号
令和 8 年（2026 年）3 月 12 日

建設部 各課（室・局）長 様
建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 8 年度の予算執行について（通知）

令和 8 年度の予算は、近年同様に大規模なものとなっており、予算の円滑かつ迅速な執行が重要となっています。また、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

これらを踏まえ、令和 8 年度の予算執行について下記のとおり方針を定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1 上半期執行方針

全体（令和 8 年度当初予算及び令和 7 年度予算繰越分の合計額）の概ね 7 割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、年間を通じての施工時期等の平準化に努める。

また、委託業務^{*}について、年度末に集中している履行期限を分散化するため、3 月完了件数を年間完了件数の概ね 2 割以下とする。

〔^{*} 対象は、業種の区分が「測量」、「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「建築コンサルタント」とする。ただし、発注者支援業務を除く。〕

3 その他

当初予算の事業実施にあたっては、「令和 7 年度 1 月補正予算の執行について（通知）」（令和 8 年 1 月 16 日付け 7 建政技第 290 号）の別紙「令和 7 年度 1 月補正予算の主な施工確保の取組」を踏まえるとともに、補正予算と当初予算の一体的な執行による発注時期の平準化により、円滑な発注及び施工体制の確保が適切に図られるようご配慮ください。

（問合せ先）
担 当 建設政策課 技術管理室
企画班 山口、柄澤
電 話 026-235-7294
入札・契約班 山口、武田
電 話 026-235-7313
e-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

- 暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行建設産業が持続的に発展していくためには**担い手の中長期的な確保・育成が不可欠**
- 産学官が連携した現場見学会や体験学習、企業との交流会などにより、**次世代を担う若者が建設産業の魅力ややりがいを広く認識し、県内の建設産業を就職先として選択**してもらえよう、あらゆる世代に向けた取組を実施

1 小・中学生とその保護者を対象とした建設産業の魅力・やりがい発信

(1) 現場見学会・体験型イベント **【拡】**

- 小・中学生とその進路に影響が大きい保護者を対象とし、建設産業のリアルが体感できる現場見学会や楽しみながら建設産業を学べる体験型のイベントを開催

(2) 中学生のキャリア教育

- 地域の守り手である建設業協会各支部と学校、県現地機関等が連携し、災害復旧や流域治水への取組など、地域に貢献する姿や、建設産業の安全確保、DXの取組などを中学生に伝える出前講座を実施（R3から）



現場見学会
(山清路トンネル施工現場)



流域治水の取組を学ぶ中学生
(中野市立高社中学校)

2 高校生・大学生等を対象とした就業促進

(1) 高校におけるキャリア教育

- 中学生のキャリア教育と同様、「総合的な探求の時間」等を活用し、普通科高校の生徒が進路を考える際の参考となる出前講座を実施（R6から）

(2) 建設系学科高校生の就業支援

- 建設産業の実践的な学びの場として、産学官が連携し、測量・設計・工事を実践できる学びのフィールド提供と講師派遣を実施
- 就業後、即戦力として活躍できるよう、必要な資格取得を支援する試験準備講座を実施

(3) 大学生・専門学生の就業支援

- 建設部職員の出身校のOBネットワークを活用し、講義やイベント出展を通じて、県内建設産業や県土木技術職への就業機会を広げるPRを実施
- 都市圏の大学生・専門学生が県内建設産業や県土木技術職に就業する機会を創出するため、イベント等に出展



建設業の新技术を説明
(諏訪実業高校)



刈払機作業安全衛生講習
(飯田OIDE長姫高校)



信州大学農学部80周年記念事業
ホームカミングデーへ出展

3 移住希望者を対象とした就業促進

(1) 移住希望者への就業支援

- 長野県へのUIターンや移住を考える方が参加するイベントの開催や「移住フェア」などへの参加により、移住に合わせて県内建設産業への就業を促す説明を実施



首都圏の女性に移住と建設産業の魅力をPR



「移住フェア」に参加し建設産業をPR

4 あらゆる世代に向けた建設産業の魅力発信・理解深化

(1) 魅力発信プラットフォームの発足【新】

- 建設産業の担い手確保・育成をより効果的に進めるため、建設産業のあらゆる主体が連携・協働するプラットフォームを立ち上げ、一体となって建設産業の魅力等を発信

(2) コンテンツの作成・活用【拡】

- 過年度に作成した建設産業の魅力を伝える「新技術編」「役割編」「魅力編」の動画コンテンツに加え、幅広い職種や多様な働き方、女性の活躍など、ターゲットを踏まえた伝わるコンテンツを作成し、戦略的な広報を展開
- 11月18日の土木の日に合わせて、ラジオで特別番組と建設産業をPRするCMを放送



ラジオ番組で建設産業をPR

5 建設産業の働き方改革・人材定着支援

(1) 働き方改革セミナー・研修会の開催【拡】

- 「建設ディレクター」の本格導入を検討する企業など、建設産業のさらなる働き方改革・人材定着を支援するため、「働き方改革に関するセミナー・研修会」を拡充して開催

(2) 官民合同の若手技術者研修会の開催【新】

- 新卒者の3年以内の離職率が高い傾向を踏まえ、県の土木技術職員と合同で公共工事の基本、現場管理のノウハウや受発注者間のやり取りなどを学ぶ集合研修を実施し、若手技術者の技術力向上と受発注者の信頼関係を構築



働き方改革セミナーで建設ディレクターの取組を紹介

受注希望型競争入札の実施状況について

技術管理室

I 受注希望型競争入札の状況

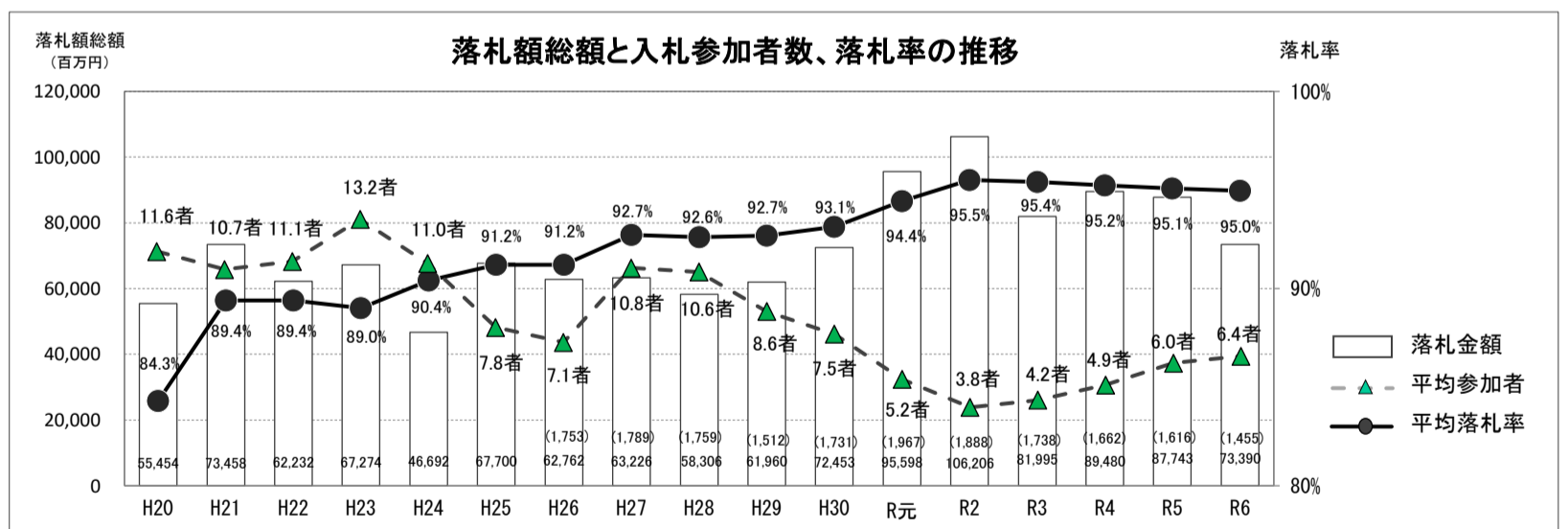
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

| 区分 | 月 | 開札合計 (件) | | | 平均参加者数 (者) | 平均落札率 (%) | | |
|-------|-----|----------|-----------|----|------------|-----------|------|------|
| | | 開札合計 (件) | 不調 (応札なし) | 不落 | | | | |
| 令和6年度 | 4月 | 88 | 5 | 0 | 6.9 | 94.6 | | |
| | 5月 | 34 | 2 | 0 | 4.8 | 95.0 | | |
| | 6月 | 76 | 1 | 0 | 5.7 | 95.1 | | |
| | 7月 | 171 | 4 | 5 | 6.3 | 94.7 | | |
| | 8月 | 133 | 6 | 2 | 5.2 | 94.8 | | |
| | 9月 | 166 | 10 | 4 | 5.5 | 95.1 | | |
| | 10月 | 143 | 12 | 3 | 7.2 | 94.9 | | |
| | 11月 | 116 | 7 | 3 | 5.6 | 95.6 | | |
| | 12月 | 131 | 11 | 5 | 6.8 | 95.0 | | |
| | 1月 | 152 | 3 | 4 | 7.3 | 95.0 | | |
| | 2月 | 207 | 0 | 0 | 6.9 | 94.7 | | |
| | 3月 | 126 | 1 | 0 | 6.5 | 95.0 | | |
| 合計 | | 1,543 | 62 | 26 | 1,455 | 6.4 | 95.0 | |
| 令和7年度 | 4月 | 78 | 3 | 0 | 7.6 | 94.9 | | |
| | 5月 | 31 | 1 | 1 | 6.4 | 94.2 | | |
| | 6月 | 93 | 3 | 2 | 7.3 | 94.5 | | |
| | 7月 | 188 | 5 | 1 | 5.9 | 94.8 | | |
| | 8月 | 107 | 6 | 1 | 5.8 | 95.0 | | |
| | 9月 | 124 | 3 | 7 | 5.7 | 95.1 | | |
| | 10月 | 124 | 6 | 5 | 7.1 | 94.8 | | |
| | 11月 | 98 | 4 | 3 | 4.7 | 95.2 | | |
| | 12月 | 117 | 4 | 1 | 6.0 | 94.9 | | |
| | 合計 | | 960 | 35 | 21 | 904 | 6.2 | 94.9 |

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別(10ブロック)の動向

| | 佐久 | 上田 | 諏訪 | 上伊那 | 南信州 | 木曾 | 松本 | 北アルプス | 長野 | 北信 | 全県 | |
|-------|----------------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 令和6年度 | 平均参加者数 (者) | 11.6 | 7.9 | 9.8 | 4.2 | 6.2 | 2.5 | 3.6 | 4.6 | 7.4 | 5.2 | 6.4 |
| | 平均落札率 (%) | 94.6 | 94.5 | 94.5 | 95.2 | 94.0 | 98.5 | 95.6 | 96.1 | 94.4 | 94.1 | 94.9 |
| | 地元受注率 (件数) (%) | 91.3 | 86.6 | 91.4 | 91.5 | 90.5 | 88.3 | 93.1 | 91.8 | 95.5 | 87.4 | 91.7 |
| | 地元受注率 (金額) (%) | 61.1 | 82.8 | 94.6 | 86.7 | 90.3 | 81.8 | 72.3 | 97.3 | 84.9 | 81.3 | 81.0 |
| 令和7年度 | 平均参加者数 (者) | 11.0 | 7.5 | 8.9 | 3.9 | 6.9 | 2.6 | 4.0 | 4.5 | 6.7 | 4.8 | 6.2 |
| | 平均落札率 (%) | 94.6 | 94.4 | 94.8 | 94.9 | 94.3 | 97.9 | 95.0 | 95.9 | 94.6 | 94.0 | 94.9 |
| | 地元受注率 (件数) (%) | 98.9 | 88.0 | 94.3 | 95.8 | 89.7 | 88.0 | 90.8 | 87.1 | 97.8 | 87.0 | 92.6 |
| | 地元受注率 (金額) (%) | 99.9 | 69.8 | 97.0 | 96.0 | 77.8 | 46.7 | 79.5 | 77.3 | 92.5 | 31.7 | 76.2 |

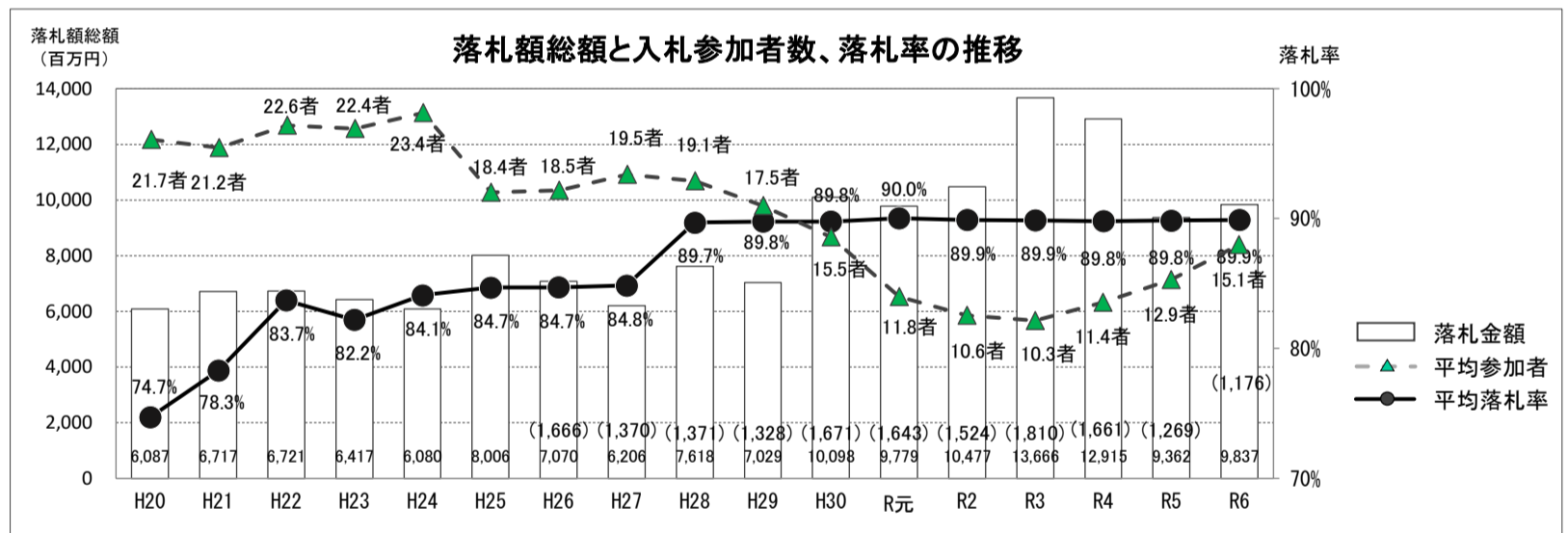
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

| 区分 | | 開札合計 (件) | 不調 (応札なし) | 不落 | 契約 | 平均参加者数(者) | 平均落札率(%) | |
|-------|-----|-------------|--------------|----|-------|-----------|----------|------|
| 令和6年度 | 4月 | 45 | 0 | 0 | 45 | 13.2 | 90.0 | |
| | 5月 | 50 | 0 | 0 | 50 | 11.5 | 90.0 | |
| | 6月 | 93 | 1 | 0 | 92 | 13.7 | 89.9 | |
| | 7月 | 131 | 0 | 1 | 130 | 14.5 | 89.8 | |
| | 8月 | 119 | 0 | 1 | 118 | 13.5 | 90.1 | |
| | 9月 | 95 | 0 | 1 | 94 | 11.2 | 89.8 | |
| | 10月 | 99 | 1 | 0 | 98 | 13.1 | 89.9 | |
| | 11月 | 107 | 0 | 1 | 106 | 12.2 | 90.0 | |
| | 12月 | 86 | 0 | 0 | 86 | 13.7 | 89.7 | |
| | 1月 | 134 | 1 | 0 | 133 | 14.4 | 89.9 | |
| | 2月 | 161 | 1 | 0 | 160 | 21.1 | 89.9 | |
| | 3月 | 66 | 1 | 1 | 64 | 20.8 | 89.8 | |
| 合計 | | 1,186 | 5 | 5 | 1,176 | 15.1 | 89.9 | |
| 令和7年度 | 4月 | 50 | 0 | 0 | 50 | 12.1 | 89.8 | |
| | 5月 | 44 | 0 | 0 | 44 | 11.6 | 90.1 | |
| | 6月 | 91 | 1 | 1 | 89 | 13.2 | 90.0 | |
| | 7月 | 148 | 1 | 0 | 147 | 15.4 | 89.9 | |
| | 8月 | 124 | 4 | 1 | 119 | 12.3 | 89.8 | |
| | 9月 | 132 | 1 | 4 | 127 | 11.6 | 89.9 | |
| | 10月 | 118 | 0 | 0 | 118 | 10.9 | 90.0 | |
| | 11月 | 108 | 0 | 1 | 107 | 11.9 | 89.9 | |
| | 12月 | 92 | 0 | 0 | 92 | 14.1 | 90.0 | |
| | 合計 | | 907 | 7 | 7 | 893 | 12.7 | 89.9 |

(2) 近年の入札状況



II 総合評価落札方式の状況（令和7年12月末現在）

（単位：件）

| 区分 | | 平成16～令和3年度 (～H20試行) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 備考 |
|------|--------|------------------------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 工事 | 技術等提案型 | 67 | 3 | 4 | 1 | 3 | 技術等提案Ⅱ型含む |
| | 簡易型 | 8,771 | 509 | 501 | 426 | 255 | |
| | 簡易Ⅱ型 | 397 | 130 | 138 | 166 | 95 | |
| | 地域貢献等 | 417 | 266 | 267 | 290 | 174 | R1.8以降実施 |
| | 計 | 9,652 | 908 | 910 | 883 | 527 | |
| 委託業務 | 技術等提案型 | 74 | 5 | 1 | 8 | 6 | 技術等提案Ⅱ型含む |
| | 簡易型 | 5,266 | 776 | 573 | 545 | 394 | |
| | 簡易Ⅱ型 | 1,550 | 307 | 284 | 256 | 140 | |
| | 計 | 6,890 | 1,088 | 858 | 809 | 540 | |
| 合計 | | 16,542 | 1,996 | 1,768 | 1,692 | 1,067 | |

業務委託の総合評価落札方式における (仮称)技術提案簡易型の試行について

業務委託の総合評価落札方式において、入札者が提示する技術提案と入札価格を一体として評価する「技術提案型」において「簡易型」を試行し、運用の拡大を図りたい。

1 現状と課題

- 難易度が高い業務などは、企業の技術力や経験値などを総合的に評価する総合評価落札方式「技術提案型」による発注を実施
- 上記に該当しないものの、業務毎に品質を高めるための工夫を評価できる仕組みが無い
- 「技術提案型」は、技術提案書の作成・提出・ヒアリングや技術評価会議の開催など、受発注者双方に相応の費用や労力がかかるため多用できない
- 業務委託の総合評価落札方式による発注件数※は年間約 800～1,100 件程度あるものの、そのうち「技術提案型」は 10 件未満に留まる

| 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 委託業務 | 技術等提案型 | 0 | 5 | 1 | 8 | 技術等提案Ⅱ型含む |
| | 簡易型 | 748 | 776 | 573 | 545 | |
| | 簡易Ⅱ型 | 338 | 307 | 284 | 256 | |
| | 計 | 1,086 | 1,088 | 858 | 809 | |

委託業務の総合評価落札方式の実施状況 ※対象期間 2021.4～2025.3

2 見直し内容

- 委託業務の技術提案において、必須項目のみとする「簡易技術提案型」の入札方式を試行し、多様な入札方式による受注機会の確保と成果品質の向上を図る
- 企業の技術力や業務理解度など総合的に評価し、適切な業者選定を可能とする
- 審査者を発注機関毎の選定とすることで、技術評価会議を開催しやすくする

【現行】

| 評価項目 | |
|-----------|--|
| 必須 | 業務実施方針 (業務の実施方針、業務実施体制、 工程(フロー)に関する事項) |
| 1項目 選択 | 工程管理に係る取組事項 |
| | 成果品の品質向上に係る取組事項 |
| | 合意形成のための取組事項 |
| | その他発注者が定める事項 |

➡ 必須項目のみで評価する
「簡易技術提案型」の導入

※ より高度な業務委託は従来通りの
評価手法で実施

3 実施時期

令和8年5月の入札公告案件からの適用を予定

令和 8 年 2 月 17 日
 大臣官房技術調査課
 港湾局技術企画課
 航空局航空ネットワーク部空港技術課

令和 8 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価について ～対前年度比 4. 3%の引き上げ～

令和 7 年度に実施した設計業務委託等給与実態調査に基づき、設計業務委託等技術者単価を決定し、令和 8 年 3 月から適用します。

【改定後の単価のポイント】

- 今回の決定により、全職種（職階）単純平均で対前年度比 4. 3%引き上げられることとなります。（資料 1）
- 14年連続の引き上げにより、全職種単純平均値が 51, 715 円となり、最高値を更新（公表を開始した平成 9 年度以降）しました。（資料 2）
- 詳細については別添の資料をご覧ください。（資料 3）
- なお、設計業務委託等給与実態調査は、過去に国土交通省発注業務の受注実績がある企業を対象に、地域、規模の分布を反映して抽出し、技術者の給与実態を調査しています。

【問い合わせ先】

大臣官房技術調査課 課長補佐 富岡（内線：22352）、係長 大坪（内線：22354）
 電話：03-5253-8111【代表】、03-5253-8221【直通】

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

2. 令和8年度技術者単価の概要

| | | | |
|---------------|----------------|--------------|-----------------|
| | | 対前年度比 | (H24比) |
| 【全職種（職階）単純平均】 | <u>51,715円</u> | <u>+4.3%</u> | <u>(+65.5%)</u> |

(内訳)

| | | | | |
|----------------|----|---------|-------|----------|
| 設計業務（7職階） | 平均 | 62,157円 | +4.2% | (+62.1%) |
| 測量業務（5職階） | 平均 | 44,460円 | +2.2% | (+96.0%) |
| 航空・船舶関係業務（5職階） | 平均 | 47,580円 | +7.0% | (+56.8%) |
| 地質調査業務（3職階） | 平均 | 46,333円 | +3.8% | (+69.9%) |

(参考)直近10か年の伸び率(全職種(職階)平均)

| | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 全職種: +3.8% | +3.1% | +3.0% | +3.7% | +3.1% | +1.6% | +3.2% | +5.4% | +5.5% | +5.7% |

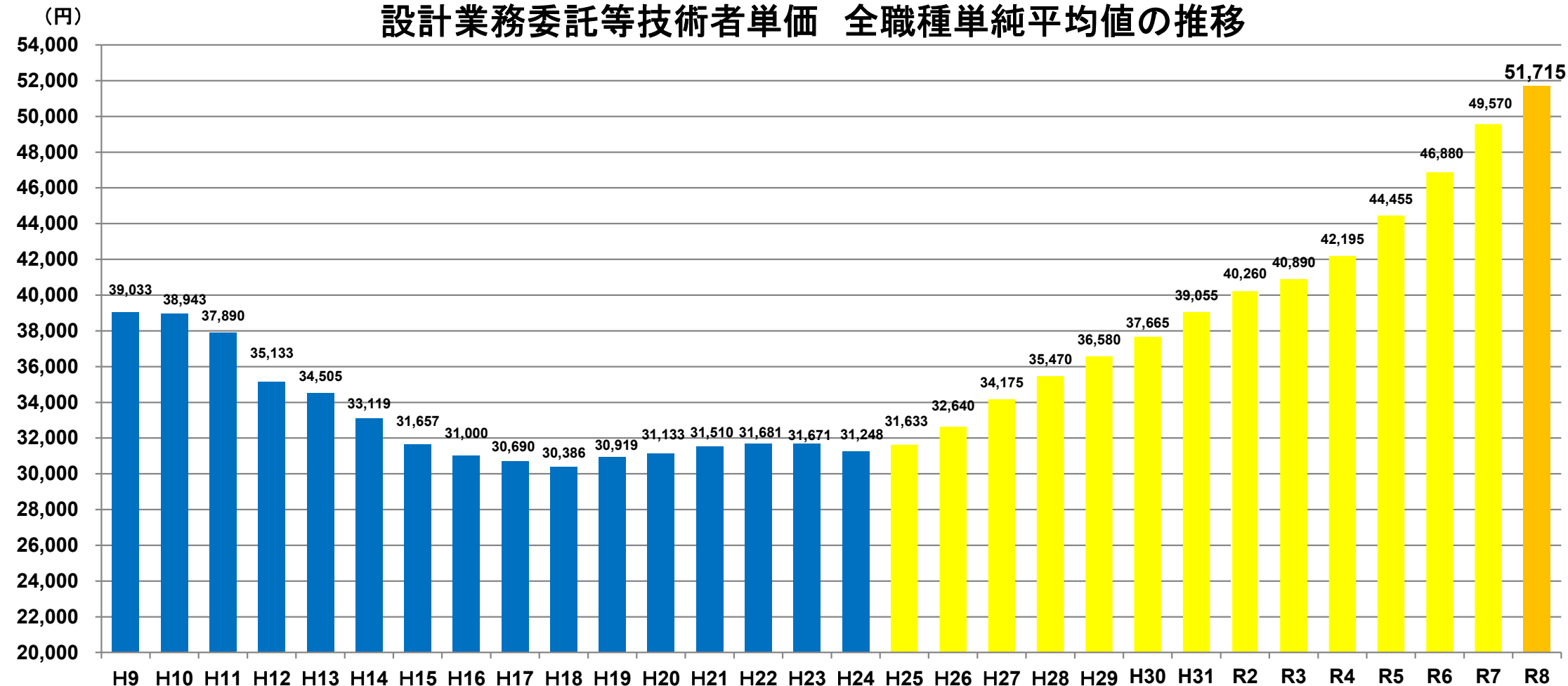
令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映


全職種平均 51,715円 R7年3月比；+4.3%
 （平成24年度比+65.5%）

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移





令和 8 年 2 月 27 日
大臣官房技術調査課
道路局国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和 8 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定

～第三次担い手 3 法の全面施行を踏まえ 担い手確保・生産性向上等に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定しています。

今般、令和 8 年度から適用する新基準等として、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、公共工事に従事する者の労働環境の改善や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

詳細は、別紙及び参考資料をご参照ください。

【問合せ先】

国土交通省 代表：03-5253-8111

大臣官房技術調査課 直通：03-5253-8221

大臣官房技術調査課 参事官グループ 直通：03-5253-8120

道路局国道・技術課 直通：03-5253-8498

<土木工事関連>

工 事 全 般：大臣官房技術調査課 企画専門官 谷口（内線 22353）

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 富岡（内線 22352）

標準歩掛・機械等損料：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 下田（内線 22436）

ICT・積算基準類：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 阿久根（内線 22427）

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室 主任研究官 櫻井（直通：029-864-2677）

<電気通信関係（工事・業務）>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 岩田（内線 22429）

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 北田（内線 37865）

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 柴田（内線 22333）

<機械設備関係（工事・業務（点検・整備））>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 塩入（内線 22422）

1. 直轄工事等における主な積算改定項目

(1) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援（参考資料 1 ページ）

地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指してまいります。なお、これまで実施してきた週休 2 日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とします。

また、多様な働き方の一環として、「猛暑対策サポートパッケージ」に基づき、猛暑対策を支援してまいります。（参考資料 2 ページ）

2) 一般管理費等率の改定（参考資料 3 ページ）

最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定します。

引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化してまいります。

(2) 公共工事に従事する者の労働環境の改善

1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充（参考資料 4 ページ）

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化（「現場環境改善費」（率計上）の 100%を上限に設計変更）します。【猛暑対策サポートパッケージ関連】

2) 快適トイレの費用計上の拡充（参考資料 5 ページ）

最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直しします。（57,000 円/基・月）

また、更なる現場環境改善を推進する観点から、上限基数を撤廃します。

(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定（参考資料 6～8 ページ）

資材基地等から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和 4 年度に調査表の全面見直しを実施しました。

令和 7 年度は、トンネル工事や砂防工事等においても現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 8 年度の歩掛改定に反映しました。

また、建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。

更に、建設現場の作業管理として行われている作業休止時間が増えたことにより実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。【猛暑対策サポートパッケージ関連】

(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定(参考資料 9、10 ページ)

標準歩掛の適用可否の判断がしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化しました。また、維持修繕等に関係する工種で小規模施工を考慮して歩掛改定に反映しました。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛(参考資料 11～14 ページ)

令和 6 年能登半島地震(石川県内)の被災地においては、工事における作業効率の低下が確認されたことから、実態調査結果を踏まえ、歩掛の日当り標準作業量の補正(復興歩掛)を新たに設定します。

その他、平成 23 年東日本大震災(岩手・宮城・福島県内)、平成 28 年熊本地震(熊本県内)の被災地においても、実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正(復興係数)や歩掛の日当り標準作業量の補正(復興歩掛)を設定します。

(2) 品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

保険料については、品確法に適合した保険契約実績が少ないことなどから、当面は受注者(または契約予定者)から当該保険料に関する見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上することで積算に反映するものとします。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書(案)、土木工事施工管理基準及び規格値(案)、写真管理基準(案)、電気通信設備工事共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

また、品質管理基準及び規格値(案)について、現行の舗装工事の品質管理手法に加えて、現場の省力化が図れる新たな手法を規定します。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書(案)、地質・土質調査業務共通仕様書(案)、土木設計業務等共通仕様書(案)、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定等

(1) 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定（参考資料 15、16 ページ）

<新規制定【7工種】>

- ①鉄筋工、②土のう工、③防塵処理工
- ④橋梁補修工（塗装塗替足場工）
- ⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）
- ⑥トンネル補修工 断面修復工（左官工法）
- ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）

<使用機械、労務等の変動による改定【8工種】>

- ①鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）、
- ②場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）、
- ③ニューマチックケーソン工、④仮橋・仮栈橋工、⑤仮囲い設置・撤去工
- ⑥切削オーバーレイ工（ICT）、⑦道路除雪工、⑧架設支保工

<移動時間を考慮した改定【6工種】>

- ①濁水処理工（一般土木工事）
- ②地すべり防止工（ふとんかご）、
- ③トンネル補修補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工）、
- ④トンネル工（NATM）〔発破工法〕、
- ⑤トンネル濁水処理工、⑥伸縮装置工（鋼製）

<建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】>

- ①トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

<作業休止時間を考慮した歩掛の改定【1工種】>

- ①路上路盤再生工

<資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定【1工種】>

- ①P C 橋架設工

2) 施工パッケージ型積算関係の改定（参考資料 17 ページ）

<使用機械、労務等の変動による改定【4工種】>

- ①機械土工（土砂）〔ブルドーザ掘削〕、②機械土工（岩石）掘削
- ③機械土工（土砂）〔床掘〕（ICT）、④捨石工

<移動時間を考慮した改定【4工種】>

- ①排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、②笠コンクリートブロック据付工
- ③半たわみ性（コンポジット）舗装工
- ④トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】

3) 市場単価の一部廃止 (参考資料 18 ページ)

以下に示す市場単価 3 工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。なお、鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

- ①鉄筋工、②ガス圧接工、③軟弱地盤処理工

(2) 鋼橋製作 (参考資料 19 ページ)

鋼橋製作工の歩掛について、製作現場等の実態を踏まえ、改定します。

(3) ICT (参考資料 20 ページ)

小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった 3 次元建設機械による施工に、2 次元建設機械による施工など簡易な ICT 技術活用を加えた要領を新たに整備します。

(4) 新技術基準類の制定 (参考資料 21 ページ)

新技術積算基準類 (特記仕様書記載例、積算基準 (機械損料含む)、施工管理基準) について、新規制定【10 技術】

- ①建設用 3 D プリンティング、②パワーブレンダー工法 (横行施工)、③トモロボ
- ④吸水性泥土改質材「ワトル」、⑤法面設置点検用階段・非常階段、
- ⑥碎石メッシュかご「かご楽」、⑦ハレーサルト張り出し歩道、⑧クマンツメ、
- ⑨ロードライン マーキュリー ドライサポート工法、⑩橋梁用埋設型排水柵

(5) 電気通信設備積算基準

実態調査の結果を踏まえ、光ケーブルを共通仮設費の対象とします。

(6) 機械設備積算基準

実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛を改定します。

また、法改正及び技術基準類との整合を目的に既存制定工種の一部を改訂します。

1) 機械設備工事積算基準の改定【一般共通、1 工種】

実態調査の結果、現行の積算基準と乖離等が見られたため改定します。

- ① 一般共通のうち新設工事輸送費
- ② 消融雪設備におけるポンプ据付のうち機械経費

2) 機械設備点検・整備積算基準の改訂【一般共通、1 工種】

法改正及び技術基準類との整合を目的に改訂します。

- ① 一般共通 共通仮設費のうち派遣費、宿泊費

② トンネル換気設備・非常用施設のうち標準点検工数

(7) 建設機械等損料 (参考資料 22 ページ)

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定します。

(8) 設計業務等標準歩掛

1) 歩掛の改定 (参考資料 23～33 ページ)

実態調査の結果を踏まえ、UAV レーザ測量、地すべり調査、道路予備設計 (A) (B)、橋梁定期点検業務の歩掛を改定します。また、道路トンネル定期点検業務について、新規歩掛として策定します。

2) 熱中症対策 (参考資料 34 ページ)

工事における猛暑対策サポートパッケージについて、建設コンサルタント業務等においても一部導入を行います。

3) その他

旅費交通費の率を用いない積算の運用、モノルールによる現場内小運搬の積算方法について、令和 8 年度から検討します。

諸経費動向調査についても、調査手法の見直しを令和 8 年度から検討します。

また、令和 8 年度から新たに建設コンサルタント業務等においてスライド制度 (業務スライド) を試行導入します (R7.12 公表済)。(参考資料 35 ページ)

(9) 維持・修繕工事の積算等における留意事項 (参考資料 36 ページ)

維持修繕工事における積算等の改善方策について、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項をとりまとめました。

適用スケジュール (参考資料 37 ページ)

「1.(1)1)」、「1.(2)2)」、「4.(4)」の改定内容については、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用します。(個別に適用時期を示しているものは除く)

「1.(1)2)」、「1.(2)1)」、「1.(3)～4.(3)」、「4.(5)～(8)」の改定内容については、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。(個別に適用時期を示しているものは除く)

ただし、「1.(1)2)」、「1.(2)1)」、「1.(3)～(4)」、「2.(1)」、「4.(1)～(3)」、「4.(5)～(8)1)」については、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省
大臣官房技術調査課
大臣官房参事官グループ
道路局 国道・技術課
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛



■ UAVレーザー測量

- 作業規定準則の作業工程に対応した歩掛を新たに制定・現行の歩掛改定を行う。

■ 現行

| 標準作業量 | 作業工程 | 直接人件費 | | | | |
|---------------------|-----------------|--------|------|-------|------|-------|
| | | 測量主任技士 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |
| 1 業務 | 作業計画 | 1.3 | 1.2 | 0.6 | | |
| 0, 1km ² | 調整点・検証点の設置 | | 4.7 | 2.5 | 2.7 | |
| | UAVレーザー測量 | | 3.1 | 2.0 | 2.9 | |
| | 点群編集 | | 11.8 | 10.3 | 10.4 | |
| | 三次元点群データファイルの作成 | | 1.8 | 3.3 | | |
| | 数値地形図データファイルの作成 | | 3.7 | 5.9 | | |

■ 改定

| 標準作業量 | 作業工程 | 直接人件費 | | | | |
|---------------------|--------------|--------|------|-------|------|-------|
| | | 測量主任技士 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |
| 1 業務 | 作業計画 | 0.9 | 0.8 | 0.5 | | |
| 0, 1km ² | 現地踏査 | | 1.9 | 1.7 | | |
| | 計測計画の作成 | 0.5 | 1.4 | 0.6 | | |
| | 固定局の設置 | | 1.3 | 0.9 | | |
| | 調整点の設置 | | 2.7 | 2.5 | 3.2 | |
| | 計測 | | 3.6 | 3.4 | 4.1 | |
| | オリジナルデータの作成 | | 5.3 | 5.9 | 4.9 | |
| | その他の成果データの作成 | | 9.4 | 10.9 | 7.8 | |
| | 成果等の整理 | | 4.6 | 5.6 | | |

■地すべり調査

● 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

■地下水位測定

●観測

| 細別 | 標準作業量 | 数量 |
|---------|-------|------|
| 主任地質調査員 | 1孔・1回 | 0.07 |
| | | 0.1 |
| 地質調査員 | 1孔・1回 | 0.07 |
| | | 0.1 |

●資料整理

| 細別 | 標準作業量 | 数量 |
|---------|-------|-----|
| 地質調査技師 | 1孔・1回 | 0.1 |
| 主任地質調査員 | | 0.2 |
| 地質調査員 | 1孔・1回 | 0.2 |
| | | 0.1 |

■移動変形調査

■パイプ式歪計による調査

●観測

| 細別 | 標準作業量 | 数量 |
|---------|-------|------|
| 主任地質調査員 | 1孔・1回 | 0.06 |
| | | 0.1 |
| 地質調査員 | 1孔・1回 | 0.06 |
| | | 0.1 |

●資料整理

| 細別 | 標準作業量 | 数量 |
|---------|-----------------|------------|
| 地質調査技師 | 1孔・1ヶ月 1孔・1回 | 0.1 |
| 主任地質調査員 | 1孔・1ヶ月 1孔・1回 | 0.2 0.3 |
| 地質調査員 | 1孔・1ヶ月 1孔・1回 | 0.3 0.2 |

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛 24

■地すべり調査

● 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

■移動変形調査

■挿入式孔内傾斜計

●観測

| 細別 | 標準作業量 | 数量 |
|---------|-------|-----|
| 主任地質調査員 | 1孔・1回 | 0.1 |
| | | 0.2 |
| 地質調査員 | 1孔・1回 | 0.2 |
| | | 0.3 |

●資料整理

| 細別 | 標準作業量 | 数量 |
|---------|-----------------|------------|
| 地質調査技師 | 1孔・1ヶ月 1孔・1回 | 0.2 0.1 |
| 主任地質調査員 | 1孔・1ヶ月 1孔・1回 | 0.5 0.4 |
| 地質調査員 | 1孔・1ヶ月 1孔・1回 | 0.5 0.5 |

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛 25

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■道路予備設計（A）

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

| 区分 | 職種 | 直接人件費 | | | | | | |
|------------------------|----|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師（A） | 技師（B） | 技師（C） | 技術員 |
| 設計計画 | | 1.5 | | 1.0 | 1.0 | 1.5 | 1.0 | |
| | | 0.8 | | 1.4 | 1.4 | 1.0 | 0.6 | |
| 現地踏査 | | | | 1.0 | 0.5 | 0.5 | | |
| | | | | 1.4 | 1.2 | 1.0 | | |
| 路線選定 | | | | 1.0 | 0.5 | 0.5 | 1.0 | |
| | | | | 2.5 | 1.8 | 2.6 | 1.4 | |
| 設計図作成 ※現行を分割 | | | | | 1.8 | 2.8 | 3.0 | 4.1 |
| | | | | | 0.9 | 1.1 | 0.8 | 0.9 |
| 関係機関との協議資料作成 ※現行を分割 | | | | | 1.0 | 1.5 | 1.0 | 1.5 |
| | | | | | 1.2 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| 概算工事費算出 | | | | | | | | |
| | | | 1.0 | 1.0 | | | | |
| 照査 | | | | | | | | |
| | | | 1.1 | 1.6 | | | | |
| 報告書作成 | | | | 1.0 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | |
| | | | | 1.2 | 1.6 | 2.0 | 1.4 | |

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛 26

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■道路予備設計（B）

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

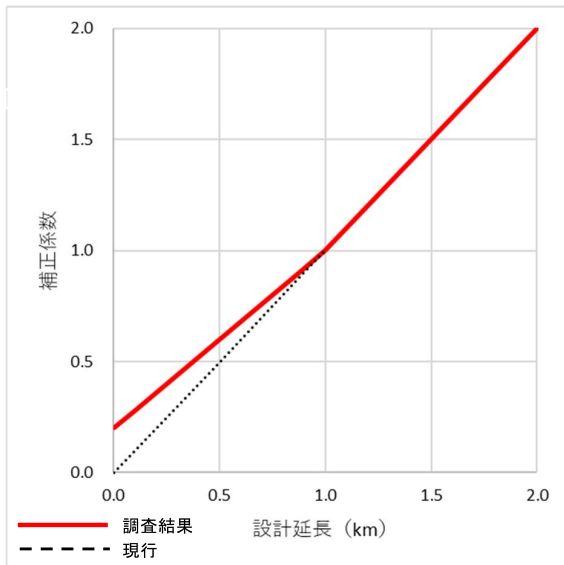
| 区分 | 職種 | 直接人件費 | | | | | | (1km当り) |
|------------------------|----|-------|-----|------|-------|-------|-------|---------|
| | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師（A） | 技師（B） | 技師（C） | |
| 設計計画 | | 1.5 | | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.5 | |
| | | 0.8 | | 1.0 | 1.4 | 0.7 | 0.4 | |
| 現地踏査 | | | | 1.0 | 0.5 | 0.5 | | |
| | | | | 0.9 | 1.1 | 1.0 | 0.6 | |
| 縦断設計 | | | | | 1.0 | 0.5 | 0.5 | |
| | | | | | 1.3 | 0.9 | 1.7 | |
| 横断設計 | | | | | 1.0 | 0.5 | 0.5 | 1.5 |
| | | | | | 1.2 | 0.7 | 1.2 | 1.2 |
| 道路付帯構造物設計 ※現行を分割 | | | | | | | 2.3 | |
| | | | | | | | 2.1 | |
| 小構造物設計 ※現行を分割 | | | | | | | 0.5 | 1.0 |
| | | | | | | | 2.2 | 2.0 |
| 用排水設計 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 設計図作成 ※現行を分割 | | | | | 0.8 | 1.1 | 2.8 | 3.3 |
| | | | | | 0.9 | 0.9 | 1.8 | 1.2 |
| 関係機関との協議資料作成 ※現行を分割 | | | | | | 0.5 | 1.0 | |
| | | | | | | 0.8 | 1.5 | |
| 用地幅杭計画 | | | | | | 1.0 | 1.5 | 2.5 |
| | | | | | | 0.8 | 2.3 | 2.2 |
| 概算工事費算出 | | | | | | | | |
| | | | 1.0 | 1.0 | | | | |
| 照査 | | | | | | | | |
| | | | 1.1 | 1.6 | | | | |
| 報告書作成 | | | | 1.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 | |
| | | | | 1.1 | 1.9 | 1.4 | 2.2 | |

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛 27

■道路予備設計 (A) (B)

- 設計延長が1km未満の設計において、実態と乖離していたことから、補正係数の設定を行う。

■道路予備設計の補正係数 (新設)



(設計延長1km 未満の補正係数算出式)

$$K = 0.8 \times L + 0.2$$

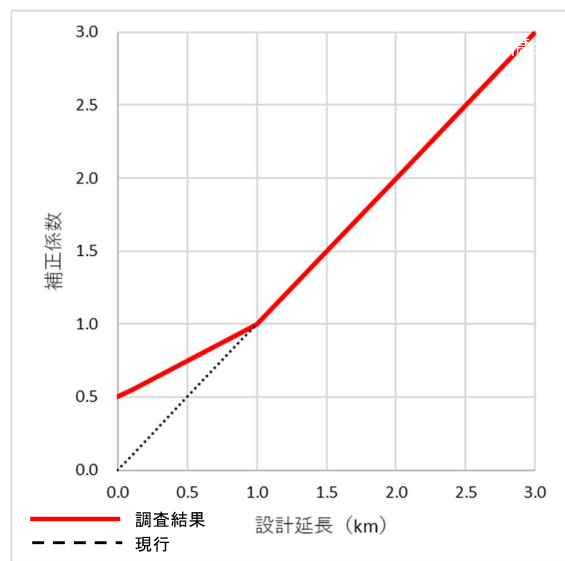
K : 直接人件費の補正係数
L : 設計延長 (km)

直接人件費 合計

設計延長0.5kmの場合 ・ ・ 現行 : ¥1,199,200

→ 改定 : ¥1,439,040

【参考】道路詳細設計の補正係数 (現行)



(設計延長1km 未満の補正係数算出式)

$$K = 0.5 \times L + 0.5$$

K : 直接人件費の補正係数
L : 設計延長 (km)

■橋梁定期点検業務 (改定)

- 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 計画準備

(1業務当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|-------------------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 橋梁台帳等出力 100橋未満 | 現行歩掛 | | | | | | 1.5 | 1.5 |
| | 改定歩掛 | | | | | | 1.2 | 1.4 |
| 業務計画書作成 100橋未満 | 現行歩掛 | | | 1.5 | 1.5 | | 6.0 | 5.0 |
| | 改定歩掛 | | | 1.9 | 2.4 | 3.1 | 6.0 | 7.6 |

● 現地踏査

(10橋あたり)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|---------------------------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 現地踏査(定期点検) 外業 | 現行歩掛 | | | 1.5 | | 1.5 | 2.0 | |
| | 改定歩掛 | 0.5 | | 1.4 | 1.3 | 2.8 | 2.8 | 1.3 |
| 現地踏査(定期点検) 内業 | 現行歩掛 | | | | | 2.0 | 1.5 | 1.5 |
| | 改定歩掛 | | | | | 4.9 | 5.2 | 5.3 |
| 現地踏査 (第三者被害予防措置) 外業 | 現行歩掛 | | | 1.5 | | 1.5 | 1.0 | |
| | 改定歩掛 | 0.3 | | 1.3 | 0.7 | 1.7 | 1.7 | 0.8 |
| 現地踏査 (第三者被害予防措置) 内業 | 現行歩掛 | | | | | 1.0 | 1.5 | 1.5 |
| | 改定歩掛 | | | | | 2.6 | 2.8 | 2.8 |

■ 橋梁定期点検業務（改定）

● 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 関係機関との協議資料作成 (10機関当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|--------------------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 関係機関との協議資料作成 外業 | 現行歩掛 | | | | | 3.0 | 3.0 | |
| | 改定歩掛 | 0.1 | | 0.4 | 0.3 | 1.0 | 0.7 | 0.3 |
| 関係機関との協議資料作成 内業 | 現行歩掛 | | | | | 4.0 | 2.5 | 1.5 |
| | 改定歩掛 | | | | | 0.9 | 0.9 | 0.9 |

● 状態の把握-特定の溝橋以外 (1日あたり)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 定期点検 | 現行歩掛 | | | | | 1.3 | 1.5 | 1.0 |
| | 改定歩掛 | | | | | 1.4 | 1.3 | 1.2 |

● 第三者被害予防措置-措置計画の作成及び非破壊検査 (1,000m2当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|-------------------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 措置計画作成 及び非破壊検査 | 現行歩掛 | | | | | 2.0 | 2.0 | 0.5 |
| | 改定歩掛 | | | 0.4 | | 1.4 | 0.7 | 0.8 |

● 第三者被害予防措置-打音検査 (1日当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 打音検査 | 現行歩掛 | | | | | 1.0 | 1.5 | 1.0 |
| | 改定歩掛 | | | | | 0.9 | 1.0 | 0.8 |

■ 橋梁定期点検業務（改定）

● 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 点検調書作成-状態の把握（点検）、第三者被害予防措置 (1日当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|----------------------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 定期点検の 点検調書作成 | 現行歩掛 | | | | | 0.5 | 1.0 | 1.2 |
| | 改定歩掛 | | | | | 0.7 | 1.1 | 1.2 |
| 第三者被害予防措置の 点検調書作成 | 現行歩掛 | | | | | 1.0 | 1.0 | 0.5 |
| | 改定歩掛 | | | | | 0.6 | 0.6 | 0.5 |

● 報告書作成 (1日当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|-------|------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 報告書作成 | 現行歩掛 | | | 0.5 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 1.5 |
| | 改定歩掛 | | | 0.5 | 0.5 | 1.3 | 1.1 | 1.3 |

■ 道路トンネル定期点検業務（新設）

● 道路トンネル定期点検の積算について、実態調査をもとに、新規歩掛として策定。

● 計画準備 (10トンネル当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|--------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 計画準備 | 歩掛(新設) | | | 3.9 | | 9.5 | 8.4 | 5.9 |
| 資料収集整理 | 歩掛(新設) | | | | | 7.6 | 7.3 | 8.3 |
| 現地踏査 | 歩掛(新設) | | | | | 6.7 | 7.8 | 7.2 |
| 関係機関協議 | 歩掛(新設) | | | 2.1 | | 4.3 | 3.5 | 3.5 |

● 状態の把握（点検）

表1.1 体制 (1日当り)

| 項目 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|-----------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 状態の把握(点検) | 歩掛(新設) | | | | 0.6 | 2.0 | 2.0 | 2.4 |

表1.2 点検日数 (10,000m2当り)

| 項目 | 日数 | | | | |
|---|---------------|----|--------|-----|-----|
| | | 初回 | 2回目以降 | | |
| 点検 ひび割れ 密度 (m/m ²) | 0 ≤ C ≤ 0.1 | 日 | 歩掛(新設) | 3.1 | 2.4 |
| | 0.1 < C ≤ 0.2 | 日 | 歩掛(新設) | 4.1 | 3.2 |
| | 0.2 < C ≤ 0.3 | 日 | 歩掛(新設) | 5.3 | 4.2 |
| | 0.3 < C ≤ 0.4 | 日 | 歩掛(新設) | 6.7 | 5.5 |
| | 0.4 < C | 日 | 歩掛(新設) | 8.7 | 7.3 |

計上歩掛(10,000m2当り) = 班編成 × 点検日数

■ 道路トンネル定期点検業務（新設）

● 道路トンネル定期点検の積算について、実態調査をもとに、新規歩掛として策定。

● 健全性の診断 (10トンネル当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|--------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 健全性の診断 | 歩掛(新設) | | | 7.3 | | 20.2 | 17.4 | |

● 報告書等の作成 (10トンネル当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|--------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|------|
| 報告書の作成 | 歩掛(新設) | | | 5.3 | | 14.2 | 17.3 | 18.8 |

(10,000m2当り)

| 作業工程 | | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 技術員 |
|-----------------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|------|
| 定期点検記録 様式の作成 | 歩掛(新設) | | | | | 2.5 | 5.4 | 10.4 |

令和8年3月16日(月)「地域を支える調査・設計業」全体会議資料

- 国土交通省では、委託業務等成績評定要領（評価シートを含む）をH30.4に大幅改正。一方、本県では現在も旧様式を使用している。
- 現行の評価シートは、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」「調査業務、計画業務」「設計業務」の3種類のみ（工事監督支援業務及び物件調査業務を除く）となっており、業務の特性が反映されにくい仕組みであったことや、業務で実施していない（該当しない）項目も評価対象となる等、いくつかの課題が存在した。
- 国土交通省の委託業務等成績評定の評価シートをベースとし、これらの課題を一定解消しながら、可能な限り客観的評価となるような評価方法へ見直しを図る。（R8.4適用予定）

■ 主な課題その1

（現状）

評価シートが「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3種類（工事監督支援業務及び物件調査業務を除く）であり、業務の特性が反映されにくいシート構成であった。

（見直し後）

評価シートが「①概略設計・予備設計」、「②詳細設計」、「③調査・計画業務」、「④測量業務」、「⑤単純調査業務」、「⑥地質調査業務」の6種類（工事監督支援業務及び物件調査業務を除く）に細分化されることで、従前よりも、業務毎の特性を踏まえた評価が可能。

■ 主な課題その2

（現状）

「評価（1が入力）」された項目数によって加算されていくが、当該業務で実施しない（該当しない）項目も評価対象となるため、業務の実施条件によっては、加点されにくい方式であった。

（見直し後）

業務において実施しない（該当しない）可能性がある項目は「選択項目」となっており、選択しないことにより評価の対象としないことができる。

また、 $\left[\frac{\text{評価項目数}}{\text{評価対象項目数}} \right]$ の率に応じて加点される方式となり、選択しない項目は評価対象項目数に含まれない。（監督員の評価項目の一部、主任監督員の評価項目を除く）

以上から、業務の実施条件による不公平感は一定の解消が可能。 ※次項参照

委託業務等成績評定の見直し概要 (案)

■主な課題その2 (参考: 評価項目「他の業務、事業の理解度」での例)

【現行】

| | | | | | |
|------------------|----|---|----|---|---|
| 目的と内容の理解 | 20 | 評価細目チェック数=0⇒[0.2] #1⇒[0.4]、#2⇒[0.6] #3⇒[0.8]、#4⇒[1.0] | 20 | 1 | ・業務計画書に必要事項が記載されていた。 |
| | | | | 1 | ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 |
| | | | | 1 | ・業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 |
| | | | | 1 | ・特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されていた。 |
| 必要情報の把握 | 20 | 評価細目チェック数=0⇒[0.2] #1⇒[0.4]、#2⇒[0.6] #3⇒[0.8]、#4⇒[1.0] | 20 | 1 | ・業務着手時点において、適切に資料等が整備された。 |
| | | | | 1 | ・業務実施の各段階で、入手した資料が理解・活用されていた。 |
| | | | | 1 | ・業務遂行段階で、新たに必要とされた情報収集の努力がなされていた。 |
| | | | | 1 | ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。 |
| 検討項目、検討手法 | 20 | 評価細目チェック数=0⇒[0.2] #1⇒[0.4]、#2⇒[0.6] #3⇒[0.8]、#4⇒[1.0] | 20 | 1 | ・検討項目は、特記仕様書等の設計図書の内容を満足していた。 |
| | | | | 1 | ・採用された検討手法の技術的内容は、業務の目的に適合していた。 |
| | | | | 1 | ・業務目的に照らし必要な検討項目が不足無く設定され、検討項目間の整合も図られていた。 |
| | | | | 1 | ・提案された検討手法は、従来技術を用いるのではなく先進技術を活用するなど、難易度の高いものであった。 <small>(注)</small> |
| 打ち合わせ資料の内容【減点評価】 | 20 | 評価細目チェック数=0⇒[1.0] #1⇒[0.8]、#2⇒[0.6] #3⇒[0.4]、#4⇒[0.2] | 20 | 0 | ・打ち合わせ資料に、業務の各段階で必要とされる内容が盛り込まれていなかった。 |
| | | | | 0 | ・打ち合わせ資料に大きなミスがあった。 |
| | | | | 0 | ・打合せ資料の作成に、管理技術者又は主任技術者等のチェックがされていなかった。 |
| | | | | 0 | ・チェックシートに基づく電子納品事前協議が行われなかった。 <small>(自主的な取り組みがなされなかった場合も含む)</small> |

【見直し (案)】

● 評価対象項目
(選択) (評定)

- 1 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。
- 2 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。
- 3 3. 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。
- 4 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。
- 5 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。
- 6 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための確かな手順、手法である。
- 7 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。
- 8 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。
- 9 9. その他 [] (対象: 主任、担当技術者)

上記の例では、評価した数(チェック数) (6) / 評価対象項目の数 (7) = 86% となり、b評価

[評価項目数 / 評価対象項目数]
 a評価: 90%以上
 b評価: 70%以上90%未満
 c評価: 70%未満
 ※全ての審査項目がa~cの3段階とは限らないので留意。

【現行】

0 (未評価) 又は 1 (評価) のどちらかを入力する必要があり、他の業務、事業が無い場合でも、評価対象項目となる。



【見直し (案)】

他の業務、事業が無い場合は、選択列の□に✓を入れない (選択しない) ことで、評価対象項目とならない。(選択項目 (選択列に□がある項目) に限る)
 また、[評価項目数 / 評価対象項目数] の率に応じて加点される方式となり、選択しない項目は評価対象項目数 (分母) に含まれない。
 ※上記の場合だと、[評価項目数 (6) / 評価対象項目数 (7)] = 86% となり、b評価となる。

■ 評価検証の概要

1. 評価検証の目的

- ☑見直し後に大きな影響が及ばないように、現行様式との総合評定点の比較等を行う。
- ☑できる限り評価者による差が生じないように、判断が迷う評価項目を洗い出し、判断基準（非公表）を充実化させる。

2. 検証機関

建設部、農政部、林務部、企業局の発注機関 ※環境部は、検証期間内に完了する業務が無いため対象外

3. 検証対象業務

令和7年4月～12月に完了した業務 ※令和6年度からの繰越業務も可 ※現行様式と同一評価者で評価

4. 検証件数

新様式①～⑥それぞれの様式で概ね20件ずつとする。

※ただし、「①概略・予備設計」及び「⑤単純調査業務」については、検証期間内に完了する業務が少ないため、可能な限り。

5. 検証結果

- 検証件数はいずれの様式も概ね20件となった。（①概略・予備設計及び⑤単純調査業務は、検証期間で実施できる業務に限りがあり、①概略・予備設計は11件、⑤単純調査業務は5件となった）
- 現行様式による評価結果と、新様式による評価結果を比較したところ、業務評定点の平均点が±1.0未満となったのが5様式であった。一方で③調査・計画業務は、±1.0以上となったことから、原因を調査していく予定。

■ 地域を支える調査・設計業検討会議との調整

R7.12.1 地域を支える調査・設計業検討会議（技術・経営環境分科会）へ 改定内容を説明

R8.1.16 同分科会からの意見集約メ切 ⇒ 成績評定制度上、適当な意見については、新様式へ反映

R8.2.19 検証評定の結果、同分科会からの意見に対する対応方針について意見交換

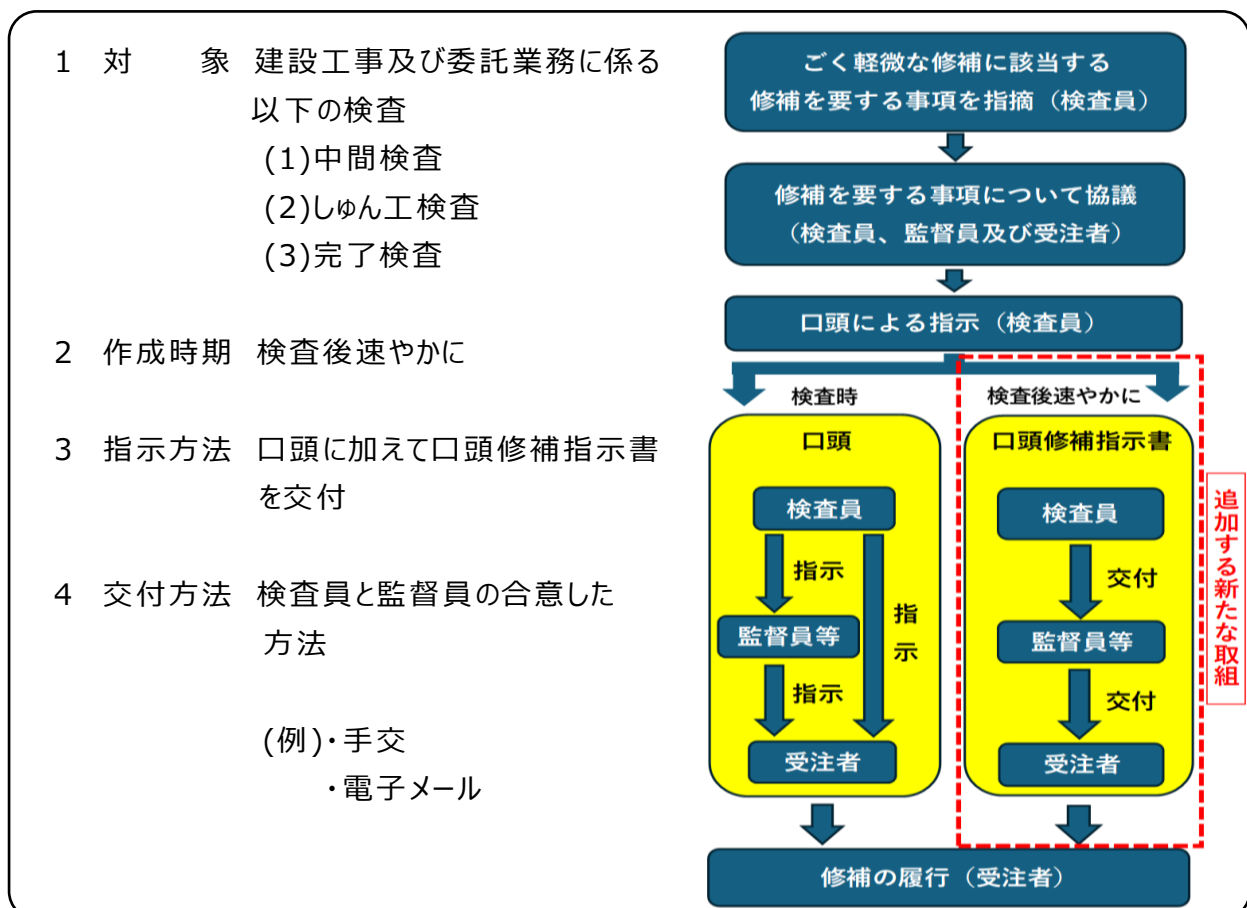
R8.3.3 地域を支える調査・設計業検討会議（技術・経営環境分科会）へ 新様式（原案）の内容を説明 ⇒ **R8.4適用予定**

口頭修補指示の事務処理について（案）

検査員は、検査対象工事等の出来形又は成果品を対象とし、その品質、規格、性能、数量等が契約の内容に適合しているかの確認とその執行状況又は管理状況の確認をした上で合否を判定します。

検査等の結果、7日以内に完了する「ごく軽微な修補」は、検査員が口頭で指示していましたが、検査員が「口頭修補指示書」を作成し、これをもって監督員等が受注者に交付することにより、確実に受注者に伝達され、ごく軽微な修補の履行が果たされることによる品質の確保及び向上につながる取組を施行します。

1 事務処理（案）



2 今後の予定

令和8年4月1日以降に検査を実施する工事等から適用する。

口頭修補指示書事務処理要領（案）

（令和 8 年 3 月 日付け 7 契検第 号）

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日 15 会検第 1 号。以下「検査要綱」という。）第 9 条に規定する工事等の修補及び修補処理規程（平成 15 年 4 月 1 日 15 会検第 1 号。以下「修補規程」という。）Ⅰ建設工事修補 第 1 から第 3 及びⅡ委託業務修補 第 1 から第 3 に規定する口頭による指示に関する事務に関し、他の規定に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 口頭による指示 修補規程第 3 第 1 項第 1 号の規定による指示をいう。
- (2) 口頭修補指示書 口頭修補指示書（様式第 1 号）をいう。
- (3) 検査等 中間検査、しゅん工検査及び完了検査をいう。
- (4) 監督員等 監督員、主任監督員、総括監督員をいう。ただし、委託業務の検査の場合において、「主任監督員」とあるのは「担当係長」と、「総括監督員」とあるのは「担当課長」と読み替えるものとする。
- (5) 修補確認 修補規程第 3 第 1 項第 2 号の規定による修補確認をいう。
- (6) 修補確認書 修補確認書（様式第 2 号）をいう。

（検査員の指示）

第 3 条 検査員は、検査等の結果、口頭による指示を行った場合には、当該口頭による指示の内容を記載した口頭修補指示書を速やかに作成し、監督員等に交付するものとする。

2 前項の規定による交付は、あらかじめ双方が合意した方法により行うものとする。

（監督員等の指示）

第 4 条 監督員等は、前条第 1 項の規定により検査員から指示を受けたときは、当該口頭による指示の内容について、受注者に対し口頭で指示するものとする。

2 監督員等は、前条第 1 項の規定により検査員から口頭修補指示書を受領したときは、当該口頭修補指示書をもって受注者へ速やかに交付するものとする。

（修補確認）

第 5 条 監督員等は、修補確認した場合は、修補確認書を作成しなければならない。

(所属への報告)

第6条 検査員は、第3条第1項の規定による指示を行った場合には、その内容について所属長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に実施する案件から適用する。

■ 降雨強度式の改定の概要

◆ 改定の経緯

前回の改定から10年が経過し、近年の降雨状況を反映させるため、「長野県内の降雨強度式」を改定

◆ 適用範囲

- ① 上流にダム等の洪水調節計画がなく、流域面積が概ね200km²未満、かつ洪水到達時間が概ね2時間以内の河川計画
- ② 防災調節（整）池の容量計算
- ③ その他、県内の市町村等から「長野県内の降雨強度式」の使用を条件に求められた流量計算など

◆ 適用年月日

令和8年4月1日（長野県土木事業設計基準も同日改定予定）
令和8年4月1日の適用に向け、ホームページ、信州くらしのマップ等にも掲載予定。

【降雨強度式まとめ】

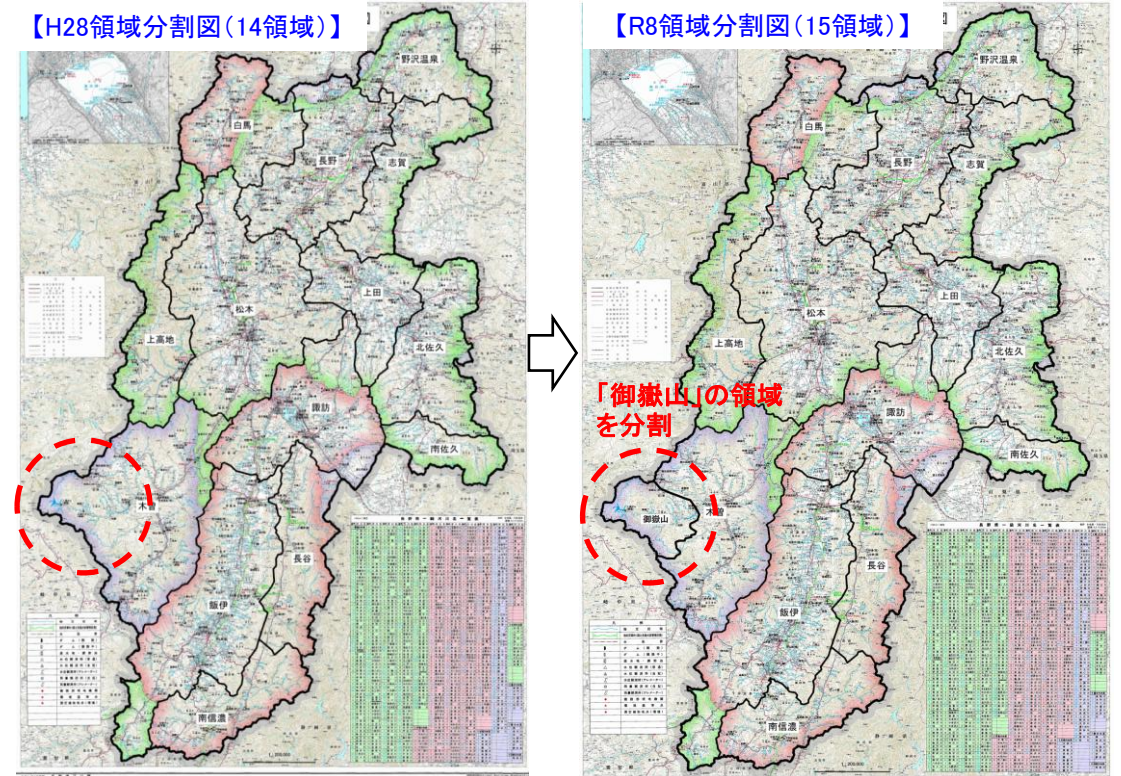
- ✓ 収集雨量区分：10分雨量（観測所45箇所）
- ✓ 収集雨量観測所：代表観測所15箇所、補助観測所30観測所
- ✓ 収集年数：下表のとおり（今回の改定において2015年～2024年の10年間分を追加）
- ✓ 領域分割：15領域（今回の改定において「木曾」領域を「木曾」領域及び「御嶽山」領域に分割）
- ✓ 確率処理手法：ガンベル（Gumbel）分布
- ✓ 降雨強度式型：君島型

代表観測所及び収集年数一覧表

| | 領域名 | 領域代表観測所名 | 降雨継続時間(分) | | | | | | |
|----|------|----------|-----------|----|----|-----|-----|-----|------|
| | | | 10 | 30 | 60 | 120 | 180 | 240 | 1440 |
| 1 | 南佐久 | 野辺山 | 73 | 72 | | 31 | 72 | 31 | 73 |
| 2 | 北佐久 | 佐久 | 31 | | | | | | |
| 3 | 上田 | 上田 | 59 | | | 69 | | | |
| 4 | 諏訪 | 諏訪 | 78 | | | | | 69 | |
| 5 | 飯伊 | 飯田 | 79 | | | | | 69 | |
| 6 | 長谷 | 杉島 | 62 | 60 | 68 | 31 | 68 | 31 | 71 |
| 7 | 南信濃 | 南信濃 | 69 | | 68 | 31 | 68 | 31 | 69 |
| 8 | 木曾 | 木曾福島 | 55 | 57 | 82 | 31 | 82 | 31 | 83 |
| 9 | 御嶽山 | 御嶽山 | 31 | | | | | | |
| 10 | 松本 | 松本 | 79 | | | | | 69 | |
| 11 | 上高地 | 上高地 | 31 | | | | | | |
| 12 | 白馬 | 白馬 | 57 | | 69 | | | | |
| 13 | 長野 | 長野 | 79 | | | 78 | 79 | 69 | |
| 14 | 志賀 | 笠岳 | 58 | | 73 | 31 | | 73 | |
| 15 | 野沢温泉 | 野沢温泉 | 57 | 58 | 68 | | | 69 | |

● 主な改定内容(1) 領域界の見直し

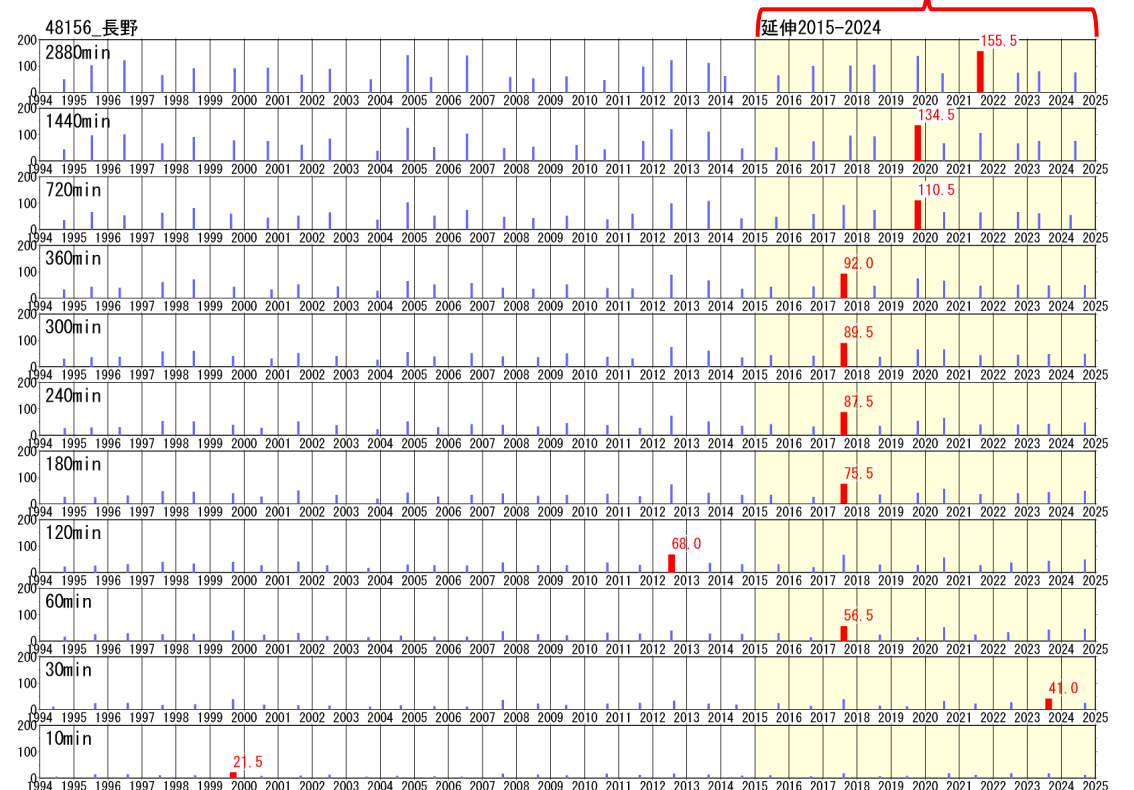
「木曾」領域を分割し、「木曾」領域及び「御嶽山」領域とした



● 主な改定内容(2) データの追加

2015年～2024年の10年間分のアメダス10分雨量資料を追加収集した

10年間分のアメダス10分雨量資料を追加収集



県内の砂防関係情報を一元的に管理するシステムの構築により、情報管理の業務の効率化とともに、情報の一般公開を実現

砂防課の運用するサイト「**信州 砂防情報マップ**」を開設（令和7年4月1日）

URL：<https://www.sabo.pref.nagano.lg.jp/sabogis/>（信州砂防情報マップで検索可）



- ・ アイコンをクリックすると、地図上で確認ができる
- ・ 掲載情報はオープンデータとなっており、自由にダウンロードが可能

■マップの特徴①

- ・ 航空レーザ計測データの取得（ダウンロード）が可能
- ・ 取得可能なデータは、令和2年度～3年度に砂防課が取得したデータ

地名や砂防関係施設名を入力してください。

移動 全域表示 印刷 画像出力 距離計測 面積計測 選択解除 座標検索 範囲検索 市町村 航空LIDAR

座標・標高表示
縮尺: 1 / 36,111

レイヤー一覧

- 砂防関係施設名称
- 砂防関係施設（砂防設備）
- 砂防三法指定区域
- 土砂災害特別警戒区域（指定済み）
- 土砂災害警戒区域（指定済み）
- 土砂災害特別警戒区域（指定予定）
- 土砂災害警戒区域（指定予定）
- 土石流危険渓流
- 雪崩危険箇所
- 山地災害危険地区
- 基礎地図
- 行政界
- 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

任意の図郭範囲を選択し、ダウンロード

ドラッグを開始した位置から検索を行います

長野市

■マップの特徴②

- ・土砂災害警戒区域等の基礎調査結果（法指定前の公表内容）を確認できる
- ・基礎調査業務内でシステム登録し、県庁砂防課がシステム内で承認すると公開される

地名や砂防関係施設名を入力してください。

移動 全域表示 印刷 画像出力 距離計測 面積計測 選択解除 座標検索 範囲検索 市町村 航空L.P.

座標・標高表示
縮尺: 1 / 4,513

【指定予定】
基礎調査結果を
桃線と橙線で表現

レイヤー一覧から表示
させたい情報を選択

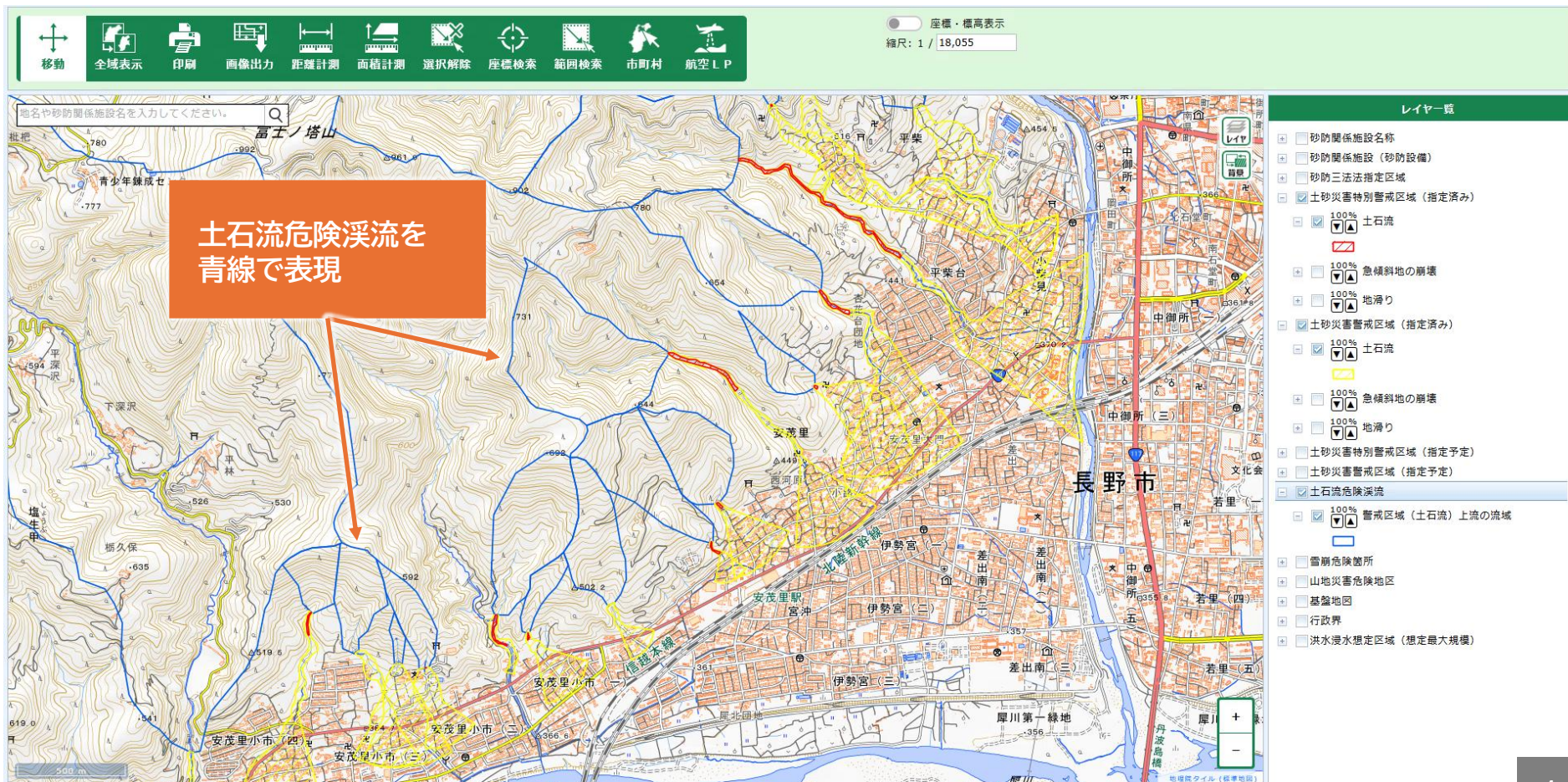
【指定済み】
赤線と黄線で表現

レイヤー一覧

- 砂防関係施設名
- 砂防関係施設（砂防設備）
- 砂防三法指定区域
- 土砂災害特別警戒区域（指定済み）
 - 100% 土石流
 - 100% 急傾斜地の崩壊
- 100% 地滑り
- 土砂災害警戒区域（指定済み）
 - 100% 土石流
 - 100% 急傾斜地の崩壊
- 100% 地滑り
- 土砂災害特別警戒区域（指定予定）
 - 100% 土石流
 - 100% 急傾斜地の崩壊
- 100% 地滑り
- 土砂災害警戒区域（指定予定）
 - 100% 土石流
 - 100% 急傾斜地の崩壊
- 100% 地滑り
- 土石流危険渓流
- 100% 警戒区域（土石流）上流の流域
- 雪崩危険箇所

■マップの特徴③

- ・ 土砂災害警戒区域等だけでなく、区域外の土砂災害リスクの注意喚起を充実
土石流危険溪流（土砂災害警戒区域の上流域）を公表
- ・ 土砂災害警戒区域等のシステム登録時に、併せて土石流危険溪流の登録をルール化



これまでの課題

- 法指定区域を初め業務情報が多く、情報の確認に時間を要する
- 災害時の緊急対応や、県民等からの問合せの迅速な対応が困難

解決方針

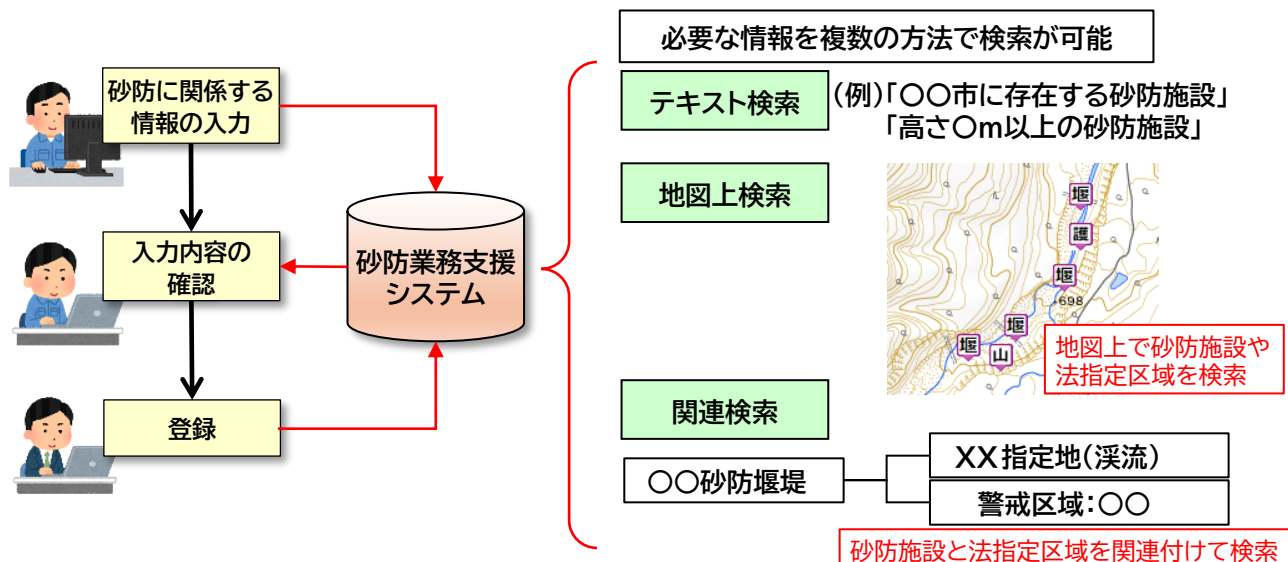
- 業務情報のデータ化及びシステムによる一元管理により、情報の管理および収集の省力化

具体的な効果



- システムの構築により、データ整理が素早く・簡単に→情報整理の省力化、紙資料の削減
- 情報の検索性が向上し、必要な情報が迅速に閲覧できる→特に災害時、迅速な情報収集や現地確認につながる



砂防施設の情報や法指定区域の状況などを、大量の紙や電子媒体で管理している



データの管理について 砂防業務支援システムの導入

| 【無害化済み】R4点検_11548634012010_(19)奉納砂防ダム.xlsx | | | | | | | | | | | | | | 検索 (Alt+Q) | | | | | | | | | |
|--|----------|--|-------------------|-------------------------|-------------|----------------|----------|-----------------------------|------|--|------|-------------------------|-------------|------------|-----|------|---|---|---|------|---|---|--|
| ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 ヘルプ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 砂防設備点検カルテ 調査シート (様式-1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P | Q | R | S | T | U | V | W | |
| 9 | 河川名 | | | | 所在地 | | | | 所管 | | | | 施設番号 (14桁) | | | | | | | | | | |
| 10 | 水系・山系 | 幹川名 | 河川名 | 渓流名 | 市・郡 | 区・町・村 | 字 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 姫川 | 土谷川 | | 土谷川 | 北安曇郡 | 小谷村 | 土奉納 (石原) | 姫川砂防事務所 | | | | 11548634012010 | | | | | | | | | | | |
| 12 | 砂防指定地 | 指定年月日 | 19780416 | | 告示番号 | 1788 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 砂防指定地 | 指定年月日 | | | 告示番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 施設諸元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 施設種別 | 砂防堰堤 | | 高さ(m) | 10.0 | 堤長(m) | 78.8 | 天端幅(m) | 15.0 | 延長(m) | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 水抜き穴の有無 | 無 | 水通し高さ (m) | | 3.0 | 水通し下幅 (m) | 35.0 | 水通し上幅 (m) | 35.0 | 管理用道路から堰堤袖部までの歩行通路の有無 | | 有 | 取水の有無 | 無 | | | | | | | | | |
| 19 | 位置図 |  | | | | | | | 写真 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | 東経 | 137° 57' 37.40" | | | 北緯 | 36° 48' 54.70" | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | 点検総括 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | | | | | | | | 今回点検 (定期) 実施日 : 2019/5/20 | | | | 前回点検 () 実施日 : 2013/9/1 | | | | | | | | | | | |
| 35 | 点検項目 | | | | 変状レベル (abc) | 数量1 | 数量2 | コメント | | | | 写真番号 | 変状レベル (abc) | 数量1 | 数量2 | コメント | | | | 写真番号 | | | |
| 36 | 1. 基本事項 | | 現状把握 | 水の流 | 水通し | 有 | | | | | 有 | 未満砂 | | | | | | | | | | | |
| 37 | | | | 下形態 | 水抜き穴 | 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | | | 堆砂状況 | 0~5段階で記入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 39 | | | | (0:空,1:25%,2:50%,3:75%) | b | 4 | | | | | 8,12 | | | | | | | | | | | | |
| 40 | 2 1 施設本体 | | 天端摩耗(h:摩耗深 ℓ:摩耗幅) | c | | | | | | | | | c | | | | | | | | | | |

用